

# 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程

平成15年10月1日  
平成15年度規程第30号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第3号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う課題設定型産業技術開発費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

## (適用)

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第3条 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、産業技術のうち機構が別途定める技術開発課題を達成し実用化を図る研究開発（以下「研究開発」という。）を行う事業をいう。  
2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

## (交付の対象)

第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。

## (交付に係る選定の基準)

第5条 機構は、助成事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。  
一 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。  
二 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。  
三 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。  
四 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める技術開発課題を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。  
五 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。

## (助成対象費用等)

第6条 機構が行う助成対象費用は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。  
2 助成金の額は、助成対象費用の費目ごとに別途定める補助率を乗じた金額以内とする。

## (交付の申請)

第7条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。  
2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 機構は、助成金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成事業者は、助成対象費用の配分の変更（各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の10分の2以内の範囲内で流用する場合を除く。）又は助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- 四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、一般競争入札によるべきこと。
- 五 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すべきこと。
- 六 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- 七 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 八 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 九 助成事業者は、助成事業が完了したとき（第3号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了したときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 十 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 十一 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十二 助成事業者は、機構が第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十三 助成事業者は、第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。

- 十四 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十五 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第5による届出書を機構に提出すべきこと。
- 十六 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 十七 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
- 十八 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第6による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- 十九 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間に、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、様式第20による収益状況報告書を機構に提出し、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- 二十 助成事業者は、機構が実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。
- 二十一 助成事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。
- 2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第10条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第18号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更）

- 第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。
- 一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
  - 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
  - 三 助成対象費用の配分を変更しようとするとき。ただし、助成対象費用の配分ごとにそのいずれか低い額の10分の2を超えない流用である場合を除く。
- 2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。
- 3 第8条及び第9条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

（助成事業の承継）

- 第12条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に続く企業化等を含む。）を行う者が変更された場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(助成金の額の確定)

第13条 機構は、助成事業者から実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第10による確定通知書によって当該助成事業者へ通知するものとする。

2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と前項の規定による実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に別途定める補助率を乗じて得た額の合計額とのいずれか低い額とする。

(助成金の支払)

第14条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の一部につき概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第11による助成金概算払請求書又は様式第12による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

第15条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第13による収入金報告書を機構へ提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構へ納付しなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等についての管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第16条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を機構へ提出し、その承認を受けなければならない。

4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第2項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

第17条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第7に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第16により速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。

3 第13条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

二 助成事業者が、第8条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。

三 助成事業者が、第9条の規定により付された条件に違反したとき。

四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。

五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 前項の規定は、第13条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第16に準じた様式により速やかに助成事業者へ

通知するものとする。

(助成金の返還等)

第19条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 機構は、第13条第2項の規定に基づき額の確定をした場合（第17条第3項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

3 機構は、前2項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者へ通知するものとする。

- 一 返還すべき助成金の額
- 二 加算金及び延滞金に関する事項
- 三 納期日

4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第17又は第18により報告させるものとする。

5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第3号に規定する納期日から10日以内に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第20条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第19により速やかに機構へ報告しなければならない。

2 機構は、第8条第4項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

第21条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(成果の普及及び企業化への努力)

第23条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び企業化に努めるものとする。

(収益納付)

第24条 助成事業者は、助成事業終了後一定期間内に、助成事業に基づく収益があったときは、当該会計年度終了後20日以内に、様式第20による収益状況報告書を機構へ提出するものとする。

2 前項に基づく報告は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間とする。

3 機構は、前項の報告に基づき、助成事業者へ相当の収益が生じたと認めるときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

4 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

(その他必要な事項)

第25条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(別記)

助成対象費用 (内容)

(費目)

I 設備費

(細目)

1 設計費

研究開発 (試作品の試験・評価を含む。以下同じ。) に必要な設計費 (自社で行うものに限る。)

2 建設費

建物の建造、改造、購入、借用に要する費用 (ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に付属する施設の買受けに要する経費を含む。) であって、専ら申請に係る研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。

3 機械装置等購入費

研究開発に必要な機械装置、工具器具備品 (木型、金型、試験器具を含み、耐用年数1年以内のものを除く。) の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費。

II 労務費

研究開発職員、工員等、研究開発に直接従事する職員に対する人件費。

III その他の経費

(細目)

1 材料費

研究開発を行うために直接必要な原材料及び消耗品費。試作品の製造に必要な経費を含む。

2 外注費

研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費。

3 諸経費

研究開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、試料分析鑑定料、試作品運搬料、備上費、技術指導の受入れ等に必要な経費。

4 委託費・共同研究費

助成事業のうち申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記 I から III に定める項目に準じて行う。